

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・的確な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

なお、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を『コーポレートガバナンス基本方針』として制定し、当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4 政策保有株式)

【政策保有株式の縮減に関する方針・考え方】

当社グループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に限り、スタートアップやベンチャーを含む企業の株式を保有することがあります。

具体的には、持続可能な社会の実現のために当社グループが解決に貢献する社会課題として選定した「金融包摂」「都市への集中・地方の衰退」「低・脱炭素化」「健康問題」を中心に積極的に事業展開を推進するために、それらの企業との協働・共創活動や安定的な提携・協力関係が、事業機会の継続的創出や技術の活用において必要不可欠な場合があり、当社グループの成長戦略に合致する投資と位置付けています。

出資後は、毎年の取締役会において、個別銘柄毎に保有継続の合理性を検証し、保有意義が希薄と判断した銘柄については縮減を進めることを基本方針としています。

保有継続の合理性の検証にあたっては保有株式を以下の3つに区分し、各々に検証方法を設定しています。

- ・資本業務提携先
- ・顧客
- ・その他

なお、具体的な検証方法は以下となります。

< 資本業務提携先 >

出資後、当社の定めた一定期間は、戦略的提携の土台固めの期間とし、保有を継続します。

一定期間経過後は、協業事業の進捗状況や継続的な取引があるか否かなど定性評価による検証を行います。

検証の結果、保有意義が希薄と判断した株式について、上場株式は市況概況等も踏まえ売却を実施し、非上場株式は発行会社と協議し、売却先が見つかり次第、売却を実施します。

< 顧客 >

各政策保有株式の貸借対照表計上額を基準として、これに対する、各発行会社および発行会社と関連する会社からの事業関連収益、配当金の合算額の割合を算出し、その割合が10%を上回っているか否かを確認します。この確認結果に将来の取引見込み等の定性評価も勘案し、保有意義が希薄と判断した株式について、上場株式は市況概況等も踏まえ売却を実施し、非上場株式は発行会社と協議し、売却先が見つかり次第、売却を実施します。

< その他(上記区分に該当しないもの) >

前年度の各発行会社との営業取引規模が過去3年の平均と比較して5%以上上昇しているか否かを確認します。

確認の結果、保有意義が希薄と判断した株式について、事業運営における人材の確保、技術の確保に支障を及ぼす場合を除き、上場株式は市況概況等も踏まえ売却を実施し、非上場株式は発行会社と協議し、売却先が見つかり次第、売却を実施します。

【政策保有株式に係る議決権行使の方針】

保有上場株式の議決権の行使については、議決権行使助言会社の行使助言方針も勘案しながら、当社グループならびに投資先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、などを総合的に判断の上、適切に行います。

(補充原則1 - 4 (1)、1 - 4 (2) 政策保有株主との関係)

当社の政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、売却を妨げることなく適切に対応いたします。また政策保有株主と経済合理性を欠くような取引は行いません。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

【関連当事者間の取引の取締役会承認】

当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ取締役会の承認を得るものとしております。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得ることとしております。

【関連当事者間取引の開示】

関連当事者間の取引内容は、定期的に取締役会に報告し、関連法令の定めるところにより有価証券報告書の連結財務諸表注記および「株主総会招集ご通知」に記載する計算書類個別注記表にて、その概要を開示しております。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の安定的な資産形成のために確定拠出年金制度を導入しており、運用機関・運用商品の選定を適切に行い、また従業員に対する資産運用の教育の機会を定期的に設けています。

なお、当社は、閉鎖型確定給付年金の積立金を運用しております。当該積立金の運用担当部門である人事部と財務経理部に必要な経験や資質を備えた人材を配置し、その育成に努めています。積立金の管理および運用に関しては、社外の信託銀行等の運用機関に運用を委託し、運用担当部門にて運用実績を定期的にモニタリングし、適切に見直ししております。

(原則3 - 1 - i 経営理念等・経営戦略、経営計画)

【経営理念】

当社は「OUR PHILOSOPHY (TIS インテックグループ基本理念)」を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/group/philosophy/>

【グループビジョン】

当社は、「グループビジョン2026」を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/group/vision/>

【経営計画】

当社は、2021 - 2023年度の中期経営計画を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/midtermpolicy/>

(原則3 - 1 - ii コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社は、「OUR PHILOSOPHY (TIS インテックグループ基本理念)」および「グループビジョン」にもとづき、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、『コーポレートガバナンス基本方針』を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

(原則3 - 1 - iii 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針・手続き)

【報酬の決定方針】

当社は、報酬決定のプロセスの客観性および透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。

役員の報酬は、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針とし、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

【役員の報酬体系】

当社の取締役に対する報酬は、基準報酬、業績連動報酬および業績連動型株式報酬より構成しています。設定した会社業績指標の達成度が最大の場合、報酬構成比は、基準報酬：業績連動報酬：業績連動型株式報酬 = 7：2：1となります。

業績連動型株式報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、当社の取締役、執行役員及びエグゼクティブフェロー（社外取締役及び国内非居住者を除く）を対象に2018年度から導入しております。

【社外取締役および監査役の報酬体系】

社外取締役に対する報酬は、基準報酬のみで構成され業績連動報酬は支給していません。また、監査役に対する報酬は監査役の協議で決定しており、高い独立性確保の観点から業績との連動は行わず、基準報酬のみを支給することとしております。

【その他】

a.業績連動型株式報酬制度の導入時、取締役会の決議により株式交付規程に非違行為等を定めこれに反した対象者には、交付株式等について交付相当額の返還請求を可能とする条項および付与したポイントについて没収を可能とする条項を設けております。

b.取締役（社外取締役を除く）については、中長期の業績を反映させる観点から、役位および報酬額から算定された抛出金に基づき、役員持株会を通じて一律に当社株式を取得するルールとしており、取得した株式は株主の皆様と価値を共有することを目的として、在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

【役員報酬の決定プロセス】

a.中期経営計画に基づき事業年度当初に立案した事業計画の達成状況等の成果を例年5月下旬開催の業績評価会議にて評価する。

b.上記a.の業績評価会議において代表取締役社長が役員評価を行う。

c.上記b.の評価結果および評価結果に基づく報酬額を例年6月中旬開催の報酬委員会に諮問する。

d.上記c.の報酬委員会に諮問し協議した役員報酬額を取締役に決議する。

e.上記d.の取締役会にて決議された役員報酬額を7月より月割りにして支給する。

f.役員報酬額の水準については、例年7月より第3者機関による役員報酬調査を依頼し、他社動向を分析している。

g.上記f.の第3者機関による役員報酬調査結果を例年11月の報酬委員会に報告し役員報酬改定の諮問を実施している。

業績連動型株式報酬につきましては、株式交付規程に基づき算定しており、代表取締役や報酬委員会の裁量の余地はございません。

【報酬額の算定方法】

1) 基準報酬

役位ごとの役割の大きさや責任の範囲に基づき支給しております。

2)業績連動報酬の算定概要

毎年度の経営計画に基づき定めた会社業績指標に対する達成度に連動して、基準報酬額に対し役位ごとに定められた業績評価係数0%～30%の範囲内で支給することとしております。

会社業績評価により決定した業績連動報酬額に対し、役員毎に組織業績評価と個人業績評価を設定しそれぞれ5段階で評価することにより支給額を算定しています。

(組織業績評価:個人業績評価=3:7)"

標準モデルにおいて、会社の業績評価係数が30%の場合、組織業績評価、個人業績評価がAAの場合33%、同様にBB27%、CC20%、DD13%、EE7%の支給額となります。

3)業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、制度導入に際し、「株式交付規程」を制定し、規程に定めた経営計画の会社業績指標に対する達成度に基づき、役位ごとに定められた基準報酬額に対し0%～15%の範囲内でポイントを付与し、ポイントに応じて株式を給付することとしております。

なお、会社業績指標の選定理由といたしましては、株主の皆様より期待される企業価値の向上を着実に実現するため、事業の成長を追求する財務指標として「連結営業利益」、「連結ROE」および「サービス事業売上高」、社員の働きがいを追求する非財務指標として「社員満足度」を設定いたしました。

(原則3-1-iv 取締役等の選解任・指名を行うにあたっての方針と手続き)

当社は取締役・監査役等の候補者の選解任を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、ジェンダーや国際性などのダイバーシティの面も踏まえながら、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき、取締役においては過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」の答申を受けた上で、取締役会で審議することとしております。

経営陣幹部に解任すべき事情が生じた場合は、取締役会が解任案を決定します。なお、取締役の解任は会社法等の規定に従って行うものとします。

(原則3-1-v 経営陣の選任・指名に関する理由の開示)

当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。第12期定時株主総会にて選任した取締役9名および監査役5名の「候補者とした理由」は、以下の通りです。また、他監査役4名の選任理由もあわせて以下に記載しております。

<取締役>

・桑野徹

桑野徹氏は、当社グループ会社の代表取締役社長を経て、2013年6月に当社取締役へ就任、2016年6月から当社代表取締役社長を務めており、当社および当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と知見を有しております。引き続き、取締役として中期経営計画(2018-2020)を牽引・推進し、かつ、当社グループの重要事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・安達雅彦

安達雅彦氏は、金融機関および当社グループ会社におけるコーポレート部門の本部長、金融系システム部門の事業本部長等を経て、2018年6月に当社代表取締役役に就任しております。これまでの経験を活かし、引き続き、中期経営計画(2018-2020)のコーポレート機能を中心としたグループガバナンス強化の推進と、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・岡本安史

岡本安史氏は、経営企画部門におけるコーポレート業務に長年携わり、2016年7月から当社専務執行役員として産業系システムの企画・開発部門の本部長を務め、2018年6月に当社取締役へ就任しております。これまでの経験を活かし、引き続き、中期経営計画(2018-2020)の推進と、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・柳井城作

柳井城作氏は、当社および当社グループ会社において、主に経営企画部門におけるコーポレート業務に長年携わり、2011年4月から当社執行役員企画本部長を経て、2016年6月に当社取締役へ就任しており、当社および当社グループの事業および会社経営について豊富な経験と知見を有しております。これらの経験を活かし、引き続き、中期経営計画(2018-2020)の推進と、当社グループの重要事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・北岡隆之

北岡隆之氏は、当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいてITインフラ系事業に従事し、2012年4月からの3年間、当社においてグループ会社の経営管理業務に携わっておりました。また、2018年4月から株式会社インテックの代表取締役社長に、2018年6月から当社取締役にもそれぞれ就任いたしました。引き続き、これまでの経験を活かしグループ運営の視点をもって、また、中期経営計画(2018-2020)の株式会社インテックにおける推進と当社グループの重要事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・新海章

新海章氏は、新規サービス企画およびマーケティングに関する業務経験を経て、2018年4月から当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいて取締役副社長執行役員に、2018年6月から当社取締役にもそれぞれ就任しております。引き続き、これらの経験を活かし、中期経営計画(2018-2020)の推進と、当社グループの重要事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者となりました。

(第12期定時株主総会)

・佐野鉦一

佐野鉦一氏は、三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当

性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が2015年6月まで在籍していた三井化学株式会社と当社において、連結売上高に対する当該会社の連結取引割合は0.4%、当社売上高に対する当該会社の取引割合は0.8%存在しますが、当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、いずれもその取引割合は僅少であるため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。また、同氏は2016年6月に当社の社外取締役に就任し、本定時株主総会終結の時をもってその在任期間は4年であります。
(第12期定時株主総会)

・土屋文男

土屋文男氏は、日本航空株式会社において、海外拠点、経営企画部門での要職を歴任し、2004年6月に同社取締役に就任後、常務取締役を経て、2007年6月から同社グループ企業である株式会社ジャルカードにおいて代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏が2010年6月まで在籍していた株式会社ジャルカードと当社において、連結売上高に対する当該会社の連結取引割合は0.1%、当社売上高に対する当該会社の取引割合は0.3%存在しますが、当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、いずれもその取引割合は僅少であるため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。また、同氏は2017年6月に当社の社外取締役に就任し、本定時株主総会終結の時をもってその在任期間は3年であります。

(第12期定時株主総会)

・水越尚子

水越尚子氏は、弁護士資格を有しており、また、知的財産、ICTおよび国際取引に関する豊富な専門知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であります。また、同氏は会社経営に關与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が2018年2月から弁理士顧問契約を締結するTMI総合法律事務所に、2010年2月までパートナーとして在籍しておりましたが、退所後、既に10年2カ月が経過しており、また、エンデバー法律事務所(2018年12月退所)および現在同氏が在籍するレフトライト国際法律事務所と当社との間で取引はいずれも存在しないため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。また、同氏は2018年6月に当社の社外取締役に就任し、本定時株主総会終結の時をもってその在任期間は2年であります。

(第12期定時株主総会)

< 監査役 >

・浅野哲也

金融機関への勤務および会社経営における長年の経験により、財務および会計ならびに企業経営に関する知見を有しております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。

(第12期定時株主総会)

・松岡達文

松岡達文氏は、金融機関への勤務および会社経営における長年の経験により、財務および会計ならびに企業経営に関する知見を有しております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。(第12期定時株主総会)

・船越貞平

船越貞平氏は、三菱商事株式会社における投融资・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は2016年6月に当社の社外監査役に就任し、第12期定時株主総会終結の時をもってその在任期間は4年であります。

(第12期定時株主総会)

・小野行雄

小野行雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知識および長年に亘る企業監査の経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であります。なお、同氏は会社経営に關与したことはありませんが、上記理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

(第12期定時株主総会)

・山川亜紀子

山川亜紀子氏は、弁護士登録後、外資系の法律事務所に在籍され、グローバル企業における訴訟を担当するなど、当社のグローバル事業の執行に対する的確な監視監督機能を期待できる人材であります。なお、同氏は会社経営に關与したことはありませんが、上記理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者といたしました。

(第12期定時株主総会)

(補充原則4-1-(1) 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、経営と業務執行に関する機能・責任の明確化、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行う経営会議を設置しております。取締役会が委任する範囲は、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議決裁規程」において経営各層が決定すべき事項とその権限基準を定め、各職位の権限を明確化しております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、取締役会の判断・行動の公正性をより高めるとともに、取締役会における議論の活性化、適切な意思決定や監督の実施等の機能を担う独立社外取締役について、取締役会の1/3を占める3名を選任し、コーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、会社法上の要件および東京証券取引所の独立性基準を踏まえ「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、この独立性要件を基準に独立社外取締役および独立社外監査役を選任しております。

「社外取締役の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/governance/>

(補充原則4 - 11 - (1) 取締役会の構成についての考え方)

取締役会の構成は、取締役を15名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とすることとしております。取締役会は、株主からの受託者責任を認識し、法令・定款および当社関連規程の定めるところにより経営戦略、経営計画その他当社の重要な意思決定および業務執行の監督を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負っており、その取締役会を構成する取締役は、ジェンダーや国際性などのダイバーシティの面も踏まえながら、その責務に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」の答申を受けた上で、取締役会で審議し、指名することとしております。

(補充原則4 - 11 - (2) 取締役・監査役の兼任の状況)

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告に開示しております。

(補充原則4 - 11 - (3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、2015年度から取締役会の実効性評価を毎期実施しています。2020年度の評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成および運営について網羅的に自己評価・自己分析を行う匿名のアンケート調査と、アンケート調査の結果を踏まえた取締役会における議論を実施しました。評価の方法、評価の結果、評価を踏まえた今後の課題およびその対応は以下に記載の通りです。

1. 評価の方法

当社は、取締役会の実効性等に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。これらの回答を踏まえ、当社取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

なお、今回の実効性評価に関する実施については、外部弁護士の助言・確認のもとに実施しております。

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

当社取締役会は、当社規程に基づく審議運営によって当社およびグループ各社の事業の推進状況、投資などの経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための一定の実効性が確保されており、加えて、前年度の実効性評価の結果を基にした改善施策によって、継続的に改善されていると評価しております。

一方、当社取締役会をより効果的に実行するには、取締役会における更なるサステナビリティおよび中長期的な企業価値の向上に向けた議論とモニタリング向上、グループのリスク対処能力の向上が必要であると認識しました。

3. 分析および評価を踏まえた今後の課題およびその対応

前述の分析および評価を踏まえ、当社は特に以下の課題への対応に注力し、取り組んでまいります。

1) 取締役会における更なるサステナビリティおよび中長期的な企業価値の向上に向けた議論とモニタリング向上

取締役会において、更なるサステナビリティおよび中長期的な企業価値の向上に向けた議論の時間の確保を行い、各種会議体の権限を見直し、取締役会における中長期戦略のモニタリング機能の向上を図ります。

2) グループのリスク対処能力の向上

グループに内在する各種リスクへ横断的に対処する能力の向上が必要であると認識し、取締役会において、内部統制リスクマネジメントと3ラインディフェンスの状況報告および意見交換会を行い、グループリスクマネジメントのPDCAサイクルを実施し、対処能力を向上いたします。

(補充原則4 - 14 - (2) 取締役および監査役のトレーニング方針)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任に際して当社グループの事業・財務・組織等の必要な知識の習得、取締役・監査役として求められる職務と職責を理解する機会の提供、および在任期間中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「IRポリシー」に基づき、株主との建設的な対話を積極的に実施するとともに、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。株主との対話は、IR担当部門の取締役が統括し、代表取締役社長、担当執行役員等およびIR担当部門が対応方法を検討し、適切に対応します。IR担当部門は、関係部門等と情報共有や各々の専門的見地に基づく意見交換を適宜行う等、有機的に連携し、株主との対話を支援します。

株主に対しては、個別面談のほか、電話による対応、決算説明会やスモールミーティング等の開催等、対話手段の充実に努めます。また、対話の前提となる情報開示を積極的に実施するとともに、対話に有効なツールと位置付ける「統合報告書」の内容拡充に努めます。

株主・投資家・証券アナリストをはじめとする資本市場参加者との建設的な対話において寄せられた意見等は、取締役会への報告等を通じて当社内で共有し、当社経営戦略のレビュー等に活用します。

株主との対話に際しては、情報開示の公平性に十分留意するとともに、「内部者取引防止規程」に則り、内部情報を適切に管理いたします。

(原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

2021 - 2023年度の中期経営計画、およびグループビジョンの中で、当該原則において記載されている内容について公表しております。

【経営計画】

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/midtermpolicy/>

【グループビジョン】

<https://www.tis.co.jp/group/vision/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行	29,020,600	11.49
いちごトラスト・ビーティーイー・リミテッド	22,868,600	9.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	22,678,579	8.98
TISインテックグループ従業員持株会	6,717,478	2.66

日本生命保険相互会社	6,219,159	2.46
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	5,402,100	2.14
JPMBL RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS LIMITED COLL EQUITY	4,412,229	1.75
GOVERNMENT OF NORWAY	4,340,854	1.72
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,300,746	1.70
株式会社ジェーシービー	3,484,800	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記「(2)大株主の状況」は2021年3月期の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式10,776千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.09%)があります。

なお、当該自己株式には、TISインテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式1,602千株及び役員報酬BIP信託口が保有する当社株式217千株は含まれておりません。

3. 2020年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが4社連名により、2020年10月12日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、株式会社三菱UFJ銀行を除く3社については、株主名簿の記載内容が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社三菱UFJ銀行 所有株式数:4,081千株、割合:1.55%

三菱UFJ信託銀行株式会社 所有株式数:6,450千株、割合:2.45%

三菱UFJ国際投信株式会社 所有株式数:2,181千株、割合:0.83%

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 所有株式数:778千株、割合:0.30%

計 所有株式数:13,491千株、割合:5.12%

4. 2020年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年6月15日現在で以下の株式を保有している旨を記載しておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

アセットマネジメントOne株式会社 所有株式数:11,955千株、割合:4.54%

計 所有株式数:11,955千株、割合:4.54%

5. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行29,020千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社22,678千株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野 鋤一	他の会社の出身者											
土屋 文男	他の会社の出身者											
水越 尚子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

佐野 鉦一	○	——	三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
土屋 文男	○	——	日本航空株式会社において、海外拠点、経営企画部門での要職を歴任し、2004年6月に同社取締役に就任後、常務取締役を経て、2007年6月から同社グループ企業である株式会社ジャルカードにおいて代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
水越 尚子	○	——	弁護士資格を有しており、また、知的財産、ICTおよび国際取引に関する豊富な専門知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であります。また、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1. 委員の選定方法

指名委員会および報酬委員会の委員の選定においては、委員の過半数を独立社外役員で構成する指名委員会に諮問を行い、取締役会で決議しております。

2. 各委員の役割

- (1)指名委員会における委員の役割
・取締役の候補者決定また選任に関する事項の諮問
- (2)報酬委員会における委員の役割
・取締役の報酬決定に関する事項の諮問

3. 委員会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)

(1)指名委員会

2020年度において計7回開催し、取締役等、重要な使用人の選退任について諮問し、当該機関による審議結果に基づき役員等の異動に関する議案の上程をおこないました。

また、後継者計画の進め方について諮問をおこないました。

委員会への委員出席率は、100%の出席となっております。

(2)報酬委員会

2020年度において計6回開催し、調査会社による当社役員報酬額と他社役員報酬額の比較分析による当社報酬の妥当性、業績連動報酬額の算定方法と妥当性について審議いたしました。取締役会では、当該機関による審議結果に基づき役員報酬に関する議案の上程を行いました。

委員会への委員出席率は、100%の出席となっております。

4. 事務局等の設置状況やその規模

事務局は、当社企画本部 秘書室に設置し、主に2名の要員が兼務し対応しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されます。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査部門による監査結果の報告を受けるとともに、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
船越 貞平	他の会社の出身者													
小野 行雄	公認会計士													
山川 亜紀子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船越 貞平	○	——	三菱商事株式会社における投融資・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
小野 行雄	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識および長年に亘る企業監査の経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であります。また、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
山川 亜紀子	○	——	弁護士登録後、外資系の法律事務所在籍され、グローバル企業における訴訟を担当するなど、当社のグローバル事業の執行に対する的確な監視監督機能を期待できる人材であります。また、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

【その他独立役員に関する事項】

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

【該当項目に関する補足説明】 更新

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の(原則3 - 1 - iii 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針・手続き)において、詳細を開示しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【該当項目に関する補足説明】

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に対して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の(原則3 - 1 - iii 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針・手続き)において、詳細を開示しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の上程議案について社外取締役・社外監査役へ事前の説明を実施し、また社外取締役・社外監査役に対する外部有識者による勉強会や、当社グループの施設やオフィスの現地視察等を実施することで、取締役会に十分な情報提供を行っております。加えて社外取締役と社長との意見交換会、社外取締役・社外監査役のみの意見交換会を開催し、取締役会において円滑で積極的な議論ができるようにサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】**元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)** 更新

当社は、定款の定めにより取締役会の員数を3名以上15名以下とし、取締役会の監督機能の強化を図るため、そのうち2名以上を独立社外取締役とする方針を定め、現状では3名の独立社外取締役を選任しております。

取締役会は原則毎月1回、加えて臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。なお、社外取締役及び社外監査役に対する十分な情報提供を行うため、経営方針説明会の開催(年1回)及び取締役会の事前説明会を開催(原則、月2回)しているほか、社内外の有識者による勉強会や、当社グループの施設やオフィスの現地視察等を行っております。加えて、社外取締役と社長との意見交換会、社外取締役・社外監査役のみの意見交換会を開催し、取締役会において円滑で積極的な議論ができるようにサポートを行っております。

更に、取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役は執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

加えて、代表取締役社長を議長とする経営会議は原則毎月2回開催し、当社およびグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。

また、取締役の選任並びに報酬等について、決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置しています。各委員会は社外取締役を委員長とし、委員長を含む委員の過半数を独立社外役員で構成しています。

(注)

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について決定し、取締役および執行役員の職務の執行を監督する機関です。

取締役会は、2020年度において計20回開催し、主に当社およびグループ各社の事業の推進状況や投資などの経営上重要な事項の承認と業務執行の監督をいたしました。

なお、個々の役員の2020年度の取締役の出席状況は以下となります。

< 取締役 >

桑野徹 100% (20回中20回出席)
 岡本安史 100% (20回中20回出席)
 安達雅彦 100% (20回中20回出席)
 柳井城作 100% (20回中20回出席)
 北岡隆之 95.0% (20回中19回出席)

新海章 100% (20回中20回出席)
佐野鉦一(独立社外取締役) 100% (20回中20回出席)
土屋文男(独立社外取締役) 100% (20回中20回出席)
水越尚子(独立社外取締役) 95.0% (20回中19回出席)

< 監査役 >

浅野哲也 100% (13回中13回出席)
松岡達文 100% (20回中20回出席)
船越貞平(独立社外監査役) 100% (20回中20回出席)
小野行雄(独立社外監査役) 92.3% (13回中12回出席)
山川亜紀子(独立社外監査役) 100% (13回中13回出席)

< 内部監査および監査役監査の状況 >

当社における内部監査は、内部監査部門(監査部)は21名で構成され、年間計画を社長承認後、取締役会に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、監査結果については逐一社長へ報告し、取締役会には定期的に報告しております。また、グループ全体の内部監査に係わる企画、子会社の内部監査状況のモニタリング、監査部門の無い子会社及び当社各部門について内部監査を実施し、必要な助言、統括活動を行っております。加えて、グループ各社の内部監査部門との定期的な情報交換、監査部と監査役、監査部と会計監査人との意見交換会を開催し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

当社における監査役監査は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されております。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査部による内部監査結果の報告を受けるとともに、随時意見交換を行っております。

< 会計監査の状況 >

a. 監査法人の名称と継続監査期間

EY新日本有限責任監査法人(継続監査年数12年)

b. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 田光 完治 氏(継続監査年数3年)

公認会計士 三宅 孝典 氏(継続監査年数2年)

公認会計士 中井 清二 氏(継続監査年数4年)

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、会計士試験合格者等11名、その他6名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人は独立性確保のための重要な施策として、「業務執行社員等のローテーション制度」を実行しており、これらを含む品質向上策の進捗を優先した結果、監査法人としての品質管理体制及び、当社担当チームの品質管理水準も引き続き一定水準にあると判断したことによるものであります。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、「監査チーム」、「監査報酬等」、「監査役とのコミュニケーション」、「経営者等との関係」、「グループ監査」については監査法人からの説明あるいは監査業務執行状況の確認により特段の問題はないと判断し、また、「監査法人の品質管理」及び、「不正リスク」に関して監査法人が発行した「監査品質に関する報告書2019」等により確認している他、今年度監査法人が受審した日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果状況、当社担当の監査チームの品質管理水準などを鑑み、特段の問題はないと判断いたしました。

< 監査役機能強化に関する取組状況 >

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【監査役関係】」の記載をご参照下さい。

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。また、業界および企業経営に関する経験と見識を有する社外取締役を選任し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前までに発送する方針のもと、2021年6月24日開催予定の第13期定時株主総会の招集通知を2021年6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会に参加しやすいように、集中日を回避して設定しております。なお、直近の開催予定の定時株主総会は2021年6月24日に開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用し、インターネット等(PC、スマートフォンまたは携帯電話)による議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト上に、株主総会招集通知(和文および英文)を掲載しております。
その他	当社ウェブサイト等を通じて、招集通知の発送前開示を実施しております。 株主総会開催日の1ヶ月程度前に公表する方針のもと、直近の定時株主総会の招集通知の発送前開示は2021年5月20日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーにおいて「情報開示の基本方針」を作成の上、当社ウェブサイトに掲載しております。 URL https://www.tis.co.jp/ir/other/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会(通期および第2四半期は会場利用、第1四半期および第3四半期は電話会議)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、IR(投資家情報)ページを用意し、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知および決議通知等を掲載しております。 URL https://www.tis.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務は、経営管理部が担当し、専任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・サステナビリティ基本方針の各項目において、ステークホルダーの立場を尊重することを具体的に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	データセンターにおける省エネ対策や環境配慮型の設計等、グループ各社が社会貢献や環境保全に対する高い意識のもと、精力的な取り組みを行っております。当社グループのサステナビリティへの取組みを当社ウェブサイトに掲載しております。 URL https://www.tis.co.jp/group/sustainability/

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーの中で定めた「情報開示の基本方針」において、透明性を確保する観点から、重要な会社情報のみならず当社への理解を深めるものと判断した情報については、適時・適切に公表する旨を定めております。
その他	当社グループにおける最も重要な経営資源は人財です。そのため、社員の働きがい向上と人財マネジメントの強化により、多様な人財が活躍できる仕組み・風土の構築を推進しています。社員が仕事を通じて自己実現を図り、より高い成果を生み出せるよう、職場風土・環境の整備に取り組む施策をまとめた「TIS人事本部マニフェスト」を策定し、多岐にわたる施策を積極的に推進しています。こうした取り組みの結果、当社および株式会社インテックは、経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2021～ホワイト500～」に、昨年に続き認定されました。加えて、当社は厚生労働省主催の「グッドキャリア企業アワード2020」において大賞(厚生労働大臣表彰)を受賞する等、多くの外部評価を得るに至っています。 当社グループが注力する構造転換をさらに加速するためには、デジタル化を牽引する多様性に富む人材が柔軟で絶え間ない変化やこれまでにない価値を生み出し続けることが必要です。また、IT人材の獲得競争が進む中、採用・育成活動やビジネスパートナーとの関係強化等を通じ、持続的に優秀な人材の確保に努めるとともに、女性活躍推進を含む多様な人材活躍、健康経営、働き方改革を主軸にダイバーシティ＆インクルージョンの取り組みを推進し、社員と会社の価値交換性の継続的な向上に注力しています。この一環として、多様な人材が安心して働ける環境を実現するため、多様な「性の在り方」および「家族の在り方」を前提とした制度整備を行うとともに、SOGI(Sexual Orientation & Gender Identity、性的指向および性自認)やLGBT等の性的マイノリティの理解、受容に向け、啓蒙活動、専門の相談・問合せ窓口の設置等に取り組んでいます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムについての基本的な考え方＞

当社は、会社法および同施行規則の規定に則り、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を以下のとおり決議し、この決議内容に則り、規程の制定、所管部門の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い健全な経営体制構築を推進する。なお、当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下、「子会社等」という。）とグループ経営運営契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

1. グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社の取締役および使用人（以下、「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コーポレートサステナビリティ基本方針」を制定する。代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- (3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点を把握および役職員に対する指導、啓発、研修等に努める。
- (4) コンプライアンス違反行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。
- (5) 内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。
- (6) 反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言する。
- (7) 反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化する。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存に関する体制

法令および文書管理規程に従い、当社取締役会の記録およびその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しかつ管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生 of 未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。この規程に則り、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関するグループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を定期的に行う。
- (3) グループ会社において重大なリスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は、法令および「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- (2) 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入する。
- (3) 当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、当社に、経営会議を設置し、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要な事項の審議を行い、当社取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で職務を執行する。

5. グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「OUR PHILOSOPHY (TIS インテックグループ基本理念)」および「グループ管理規程」を定める。また、子会社等に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念および統制環境の統一に努めるものとする。
- (2) 子会社等には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- (3) 当社は、グループ全体の内部統制を統括する内部統制担当役員を任命するとともに、内部統制統括責任部門を設置し、グループの横断的な内部統制体制の整備および問題点の把握に努める。内部統制統括責任部門を事務局とする「グループ内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ等の内部統制上の重要な事項を評価・審議し、その結果を取締役に報告する。
- (4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門の内部監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要と認めた場合は、監査役の必要とする能力・知見を有する使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行ううえで必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。

8. グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

- (1) グループ会社の役職員は、情報の共有、課題・対策の検討、方針確認等を図るためグループ横断的に設置された各会議体等を通じて、経営、事業、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に当社監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。
- (3) コンプライアンス統括部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。
- (4) グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査役は、当社取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保证する。

< 内部統制システムの運用状況 >

1. コンプライアンスに対する取り組みの状況

- (1) 「グループコンプライアンス宣言」、「グループ行動規範」を記載した「グループ行動規範ハンドブック」を全グループ役職員に配布し、コンプライアンスに関する周知、研修、啓蒙活動を継続的に実施し、その実効性の向上を図っています。
「コンプライアンス意識調査」を毎年実施し、コンプライアンスの浸透状況を把握、課題点の改善を効果的に行っています。
内部通報制度は、WCMS(内部通報制度認証)を取得し制度の信頼度を向上させるとともに、「グループ行動規範ハンドブック」に連絡窓口を記載し、周知を図り有効に機能するよう取り組んでおります。
- (2) 「グループ内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスに関する問題点の把握と対策の協議、役職員に対する啓発、内部通報された内容の審理・是正勧告のほか、グループ全体で労働時間管理の精度向上、ハラスメント等の教育推進、海外子会社のコンプライアンス体制構築などの個別施策の推進状況管理を実施しております。

2. 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取り組みの状況

- (1) 定例取締役会を原則毎月1回、臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。
- (2) 取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役は、執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。
- (3) 常勤取締役、執行役員を構成員とする経営会議は原則毎月2回開催し、当社およびグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。
- (4) 取締役会、監査役による監督・監視体制充実のため、業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外取締役と社外監査役を選任しております。

3. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社およびグループ会社に係るリスクをハザードリスク、オペレーショナルリスク、財務リスク、戦略リスクに分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。
- (2) 当社およびグループ全体に関わるリスクの把握、リスク低減策の推進を行うため、リスク評価指標や管理書式の共通化を実施するとともに、「グループ内部統制委員会」においてグループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を行っています。

4. 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組みの状況

「グループ管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営管理を行うとともに、グループ会社の主要な施策の実施状況・業績等については、四半期毎にグループ執行会議を開催しモニタリングを行っております。

5. 監査役監査の実効性確保

- (1) 監査役会は、年度毎に監査役会監査報告を作成し、これに基づいて監査役指摘事項および提言事項に対する代表取締役との見解交換を行っております。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と日常的に意見交換できる体制となっているほか、業務運営の課題および当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実などを共有・把握しております。また、監査役会は、全監査役と取締役社長との面談、関連書類の閲覧などを通じて監査の実効性の向上を図っております。
- (3) 監査役会は、監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況および四半期決算毎の監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況を把握するとともに監査役会において定めた会計監査人の評価基準に基づいて評価を行っております。
- (4) 監査役は、子会社監査役と定期的に意見・情報交換を行うほか、子会社の往査を実施しています。
- (5) 監査役監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役スタッフ(専任1名)を配置しています。また、必要に応じて財務経理部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、監査役スタッフは、監査役の業務指示・命令を受け、その人事は監査役の同意のもとに行っております。

6. 内部監査

- (1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社各部門および内部監査部門を有しない当社グループ会社の監査を実施するとともに、監査結果に基づく必要な提言および改善計画の対応状況のフォローアップを行っております。
- (2) グループ会社の内部監査部門との情報交換等を通じ、監査品質の向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言しております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

当社は、反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化しております。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

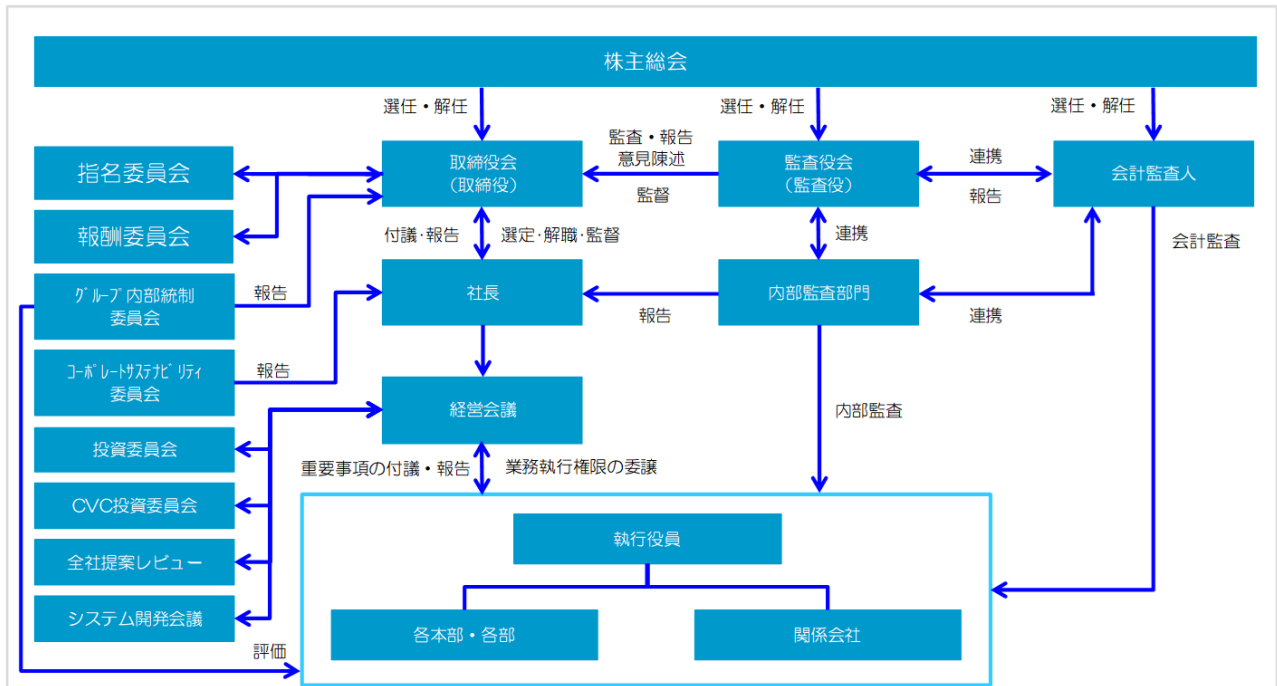
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は情報開示の推進による透明性の確保の観点から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程および金融商品取引法に準拠した情報を含め、投資判断に影響を及ぼすと思われる重要な情報(決定事実・発生事実・決算情報等を指します。)を開示します。また、上記以外にも、当社および当社グループに対するご理解を深めていただく上で有用と判断した情報については、可能な範囲で自主的に開示します。当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、後掲のとおりです。

(参考)

【1. コーポレートガバナンス体制 模式図】



【2. 適時開示体制 模式図】

